

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局 |
| 【提出日】 | 2019年 8 月27日 |
| 【会社名】 | 株式会社 京進 |
| 【英訳名】 | KYOSHIN CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 福澤 一彦 |
| 【本店の所在の場所】 | 京都市下京区烏丸通五条下る大阪町382-1 |
| 【電話番号】 | 075(365)1500 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役総務本部長 兼 経営企画部長 松本 敏照 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 京都市下京区烏丸通五条下る大阪町382-1 |
| 【電話番号】 | 075(365)1500 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役総務本部長 兼 経営企画部長 松本 敏照 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

2019年8月22日開催の当社第39期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2019年8月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金18円31銭

(配当総額：142,556,936円、剰余金の配当が効力を生じる日：2019年8月23日)

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下同じ。）8名全員が第39期定時総会終結の時をもって任期満了となりました。つきましては、取締役8名を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員が第39期定時総会終結の時をもって任期満了となりました。つきましては、監査等委員である取締役3名を選任するものであります。

第4号議案

2017年8月24日開催の第37期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された福盛貞蔵氏の選任の効力は第39期定時総会開始の時までとされており、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果 （賛成の割合） |
|-------|--------|-------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 | 63,214 | 22 | 0 | (注)1 | 可決(98.58%) |
| 第2号議案 | | | | (注)2 | |
| 立木貞昭 | 62,187 | 1,049 | 0 | | 可決(96.98%) |
| 福澤一彦 | 62,187 | 1,049 | 0 | | 可決(96.98%) |
| 立木康之 | 63,213 | 23 | 0 | | 可決(98.58%) |
| 高橋良和 | 63,214 | 22 | 0 | | 可決(98.58%) |
| 樽井みどり | 63,214 | 22 | 0 | | 可決(98.58%) |
| 上坊孝次 | 63,214 | 22 | 0 | | 可決(98.58%) |
| 関隆彦 | 63,214 | 22 | 0 | | 可決(98.58%) |
| 松本敏照 | 63,214 | 22 | 0 | | 可決(98.58%) |
| 第3号議案 | | | 0 | (注)2 | |
| 市原洋晴 | 63,214 | 22 | 0 | | 可決(98.58%) |
| 竹内由起 | 63,214 | 22 | 0 | | 可決(98.58%) |
| 佐々木智海 | 63,178 | 58 | 0 | | 可決(98.53%) |
| 第4号議案 | 63,215 | 21 | 0 | (注)2 | 可決(98.58%) |

(注)1.出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(注) 2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上